

小坪小学校区住民自治協議会 設立総会 次第

日時：平成27年4月11日 14:00～16:00
場所：小坪小学校区コミュニティーセンター講堂

1. 開会の辞
2. 経過報告
3. 議長選出
4. 議案
 - (1) 第1号議案 小坪小学校区住民自治協議会規約(案)承認の件
 - (2) 第2号議案 役員(案)承認の件
 - (3) 第3号議案 平成27年度活動計画(案)承認の件
 - (4) 第4号議案 平成27年度収支予算(案)承認の件
5. 意見交換
6. 閉会の辞
7. 小坪小学校区住民自治協議会設立セレモニー
 - (1) 来賓紹介
 - (2) 来賓挨拶

小坪小学校区住民自治協議会の理念

<基本理念>

1. 「支え上手・支えられ上手」と「お互いさま」の心で育む地域社会を構築する。
2. 協議会は、小坪小学校区において、安全・安心・安定及び信頼関係を地域住民間に構築する活動や事業を展開する。
3. 協議会の活動は、小坪小学校区の地域住民の自主性・主体性・創造性ある参加を基礎として推進する。
4. 協議会は非営利、営利にかかわらず、自治会・組合・商栄会・各種施設・各種団体が協議会の活動に参加・協議・協働して推進する。

(附記)

<行政と協議会の関係における三原則>

1. 自主・自立・対等の原則
2. 目的共有・相互理解の原則
3. 公正・公平・公開の原則

第1号議案

小坪小学校区住民自治協議会規約（案）

前文 本規約は別に定める「小坪小学校区住民自治協議会の基本理念」と「行政と協議会の関係における三原則」の精神を基に制定するものである。

第1章 総則

（名称）

第1条 本会の名称は、「小坪小学校区住民自治協議会」（以下「本協議会」という。）とする。

（目的）

第2条 本協議会は、小坪小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画（地域の特性や資源を生かしながら、地域の活力と魅力を高め、安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくるために地域で行われる取り組みの計画）を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。

（地域）

第3条 本協議会の活動の対象地域は、小坪小学校区とする。

（事務所）

第4条 本協議会の事務所は、当面の間は、「披露山会館」に置く。

（役割）

第5条 本協議会は、次の役割を担う。

- (1) 地域づくり計画を策定し、地域の課題解決に向けた活動を行い、必要に応じて行政等との協働、調整を行う。
- (2) 本協議会の構成員・会員と連携、協働し、目的の実現に取り組む。
- (3) 構成員・会員からの意見・提案等の情報を収集し、構成員・会員に向けた情報発信を行う。
- (4) 構成員・会員からの情報により、行政等との協働・調整を要する場合は、その窓口となる。

（事業）

第6条 本協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安全・安心に関する事業
- (2) 地域の防災力・減災力の向上に関する事業
- (3) 支え上手支えられ上手の心を育む事業
- (4) 地域の環境整備に関する事業
- (5) その他基本理念に基づく事業

(構成員)

第7条 本協議会の構成員は、小坪小学校区に住む人、働く人、自治会・町内会、NPO・市民活動団体などで活動する各種団体及び企業等とする。

2 構成員は、本協議会の活動に参加することができる。

(組織)

第8条 本協議会は、総会、全体会議、役員会及び部会をもって構成する。

第2章 会員

(会員の資格)

第9条 本協議会の会員は、小坪小学校区の自治会・町内会等、各種団体及び企業等がその資格を有する。

2 個人として会員となることができる者は、前項で規定する会員となる団体のいずれにも属さない者に限るもの（以下「個人会員」という。）とする。

3 会員は、総会及び全体会議に出席し、意見、提案、課題について述べることができる。

4 会員は議決権を有する。

(入会)

第10条 前条に規定する構成員は、本協議会に入会する場合には、入会申込書を会長宛てに提出し、役員会の承認を得るものとする。

(退会)

第11条 会員は、本協議会を退会する場合には、退会届を会長宛てに提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、団体が解散したとき、又は小坪小学校区に住所を有しなくなったときは、退会したものとみなす。

3 会員が本規約に違反したとき、その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したときは、役員会の承認を得て当該会員を除名することができる。

(準会員)

第12条 構成員のうち本協議会の活動を支援する者等は、準会員となることができる。

2 準会員は、総会における議決権を有しないものとする。

第3章 役員

(役員の種類別)

第13条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記
- (5) 会計
- (6) 理事 数名
- (7) 監事 2名

2 理事は、本協議会の会員の中から選任される者、又は会長が推薦し、役員会の承認を得た者によって構成する。

3 会長、副会長、事務局長、書記、会計、及び監事は理事の互選をもって選任する。

(役員の決定)

第14条 役員会で推薦された役員候補は、総会において決定するものとする。

(役員の職務)

第15条 本協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、本協議会の事務全般を分掌する。
- (4) 書記は、会議録を作成する。
- (5) 会計は、本協議会の会計業務を担当する。
- (6) 理事は、会長、副会長を補佐し、本協議会の会務を分掌する。
- (7) 監事は、本協議会の会計及び業務内容を監査する。

(役員の任期)

第16条 本協議会の役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じたことにより選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の種類別)

第17条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第18条 総会は、本協議会の会員及び準会員をもって構成する。

(総会の開催)

第19条 通常総会は年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 監事から請求があったとき

(総会の招集)

第20条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の15日前までに文書をもって通知しなければならない。あわせて、構成員に対しても文書の掲示等により周知しなければならない。

(総会の定足数)

第21条 総会は会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は会長が行う。

(総会の議決)

第23条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

- 2 総会の議決における個人会員の議決権については、個人会員10名を1単位とし1議決権を有するものとする。なお、個人会員が10名に満たない場合は、1議決権とする。

(総会の審議事項)

第24条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第25条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

- 2 通常総会及び臨時総会は傍聴することができる。その場合、役員及び会員以外の者は、議長が認めた場合は、意見等を発言することができる。

第5章 全体会議

(全体会議の構成)

第26条 全体会議は、本協議会の会員及び準会員をもって構成する。

(全体会議の招集と議長)

第27条 全体会議は、会長が招集する。

- 2 全体会議の議長は、会長が行う。

(全体会議の審議事項)

第28条 全体会議では、会員及び準会員が意見、提案等を行うとともに、相互の情報交換の場とするものとする。

第6章 役員会

(役員会の構成)

第29条 役員会は役員をもって構成する。ただし、監事は役員会において議決権を行使することはできない。

(役員会の招集と議長)

第30条 役員会は、会長が招集する。

- 2 役員会の議長は、会長が行う。

(役員会の審議事項)

第31条 役員会は、次の事項を審議し決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第7章 部会

(部会の構成)

第32条 本協議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

(部会の役割)

第33条 部会は、第6条に規定する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、担当部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他担当部会運営等に関すること

第8章 会計及び監査

(経費)

第34条 本協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第35条 本協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、設立年度にあつては、発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第36条 本協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第37条 監事は会計年度終了後、速やかに会計及び業務監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第9章 その他

(個人情報の保護)

第38条 本協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、第2条に規定する本協議会の目的以外に利用してはならない。

(委任)

第39条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

(細則)

第40条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 本協議会設立時においては、本協議会設立準備会の全役員が本協議会の役員に引き続き就任する。

(規約の改正)

- 3 規約の改正は、総会において会員の過半数以上の賛成を得なければならない。

第2号議案

平成27年度小坪小学校区住民自治協議会役員候補者名 (案)

役 職 名	氏 名
会 長	松井勝巳
副会長	三原宏隆
副会長	宗貞秀紀
事務局長	山本 恵
書 記	赤羽宏之
会 計	福本秀子
監 事	志村政昭
監 事	渡邊喜與一
理 事	大崎賢雄
理 事	有馬幸憲
理 事	若菜敏孝
理 事	宮川玄平
理 事	山崎哲雄
理 事	一柳芳樹

第3号議案

小坪小学校区住民自治協議会 平成27年度活動計画(案)

月	項 目	活 動 内 容
4月11日	小坪小学校区住民自治協議会設立総会	①住民自治協議会運営方法の検討
4月	三役会議	②構成員からの情報収集方法の検討
	役員会議	
5月	三役会議	③構成員に対する情報発信方法の検討
	役員会議	
	全体会議	
6月	三役会議	④全体会議における意見集約とその分析
	役員会議	
	全体会議	
7月	三役会議	⑤意見分析による課題の抽出
	役員会議	
	全体会議	
8月	三役会議	⑥課題によっては、行政との調整を行う
	役員会議	
	全体会議	
9月	三役会議	⑦課題の事業化を検討
	役員会議	
	全体会議	
10月	三役会議	⑧課題の事業化の決定により部会を設定する
	役員会議	
	全体会議	
11月	三役会議	⑨地域づくり計画の策定
	役員会議	
	全体会議	
12月	三役会議	⑩平成28年総会に向けた検討
	役員会議	
	全体会議	
平成28年 1月	三役会議	各会議開催スケジュール
	役員会議	
	全体会議	
2月	三役会議	1. 三役会 第1, 第3金曜日 10時より
	役員会議	
	全体会議	
3月	三役会議	2. 定例役員会 第3土曜日 9時より
	役員会議	
	全体会議	
3月	三役会議	3. 全体会議 第4土曜日 9時より
	役員会議	
	全体会議	

第4号議案

小坪小学校区住民自治協議会 平成27年度収支予算(案)

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
地域づくり交付金収入	361,000	逗子市より
合 計	361,000	

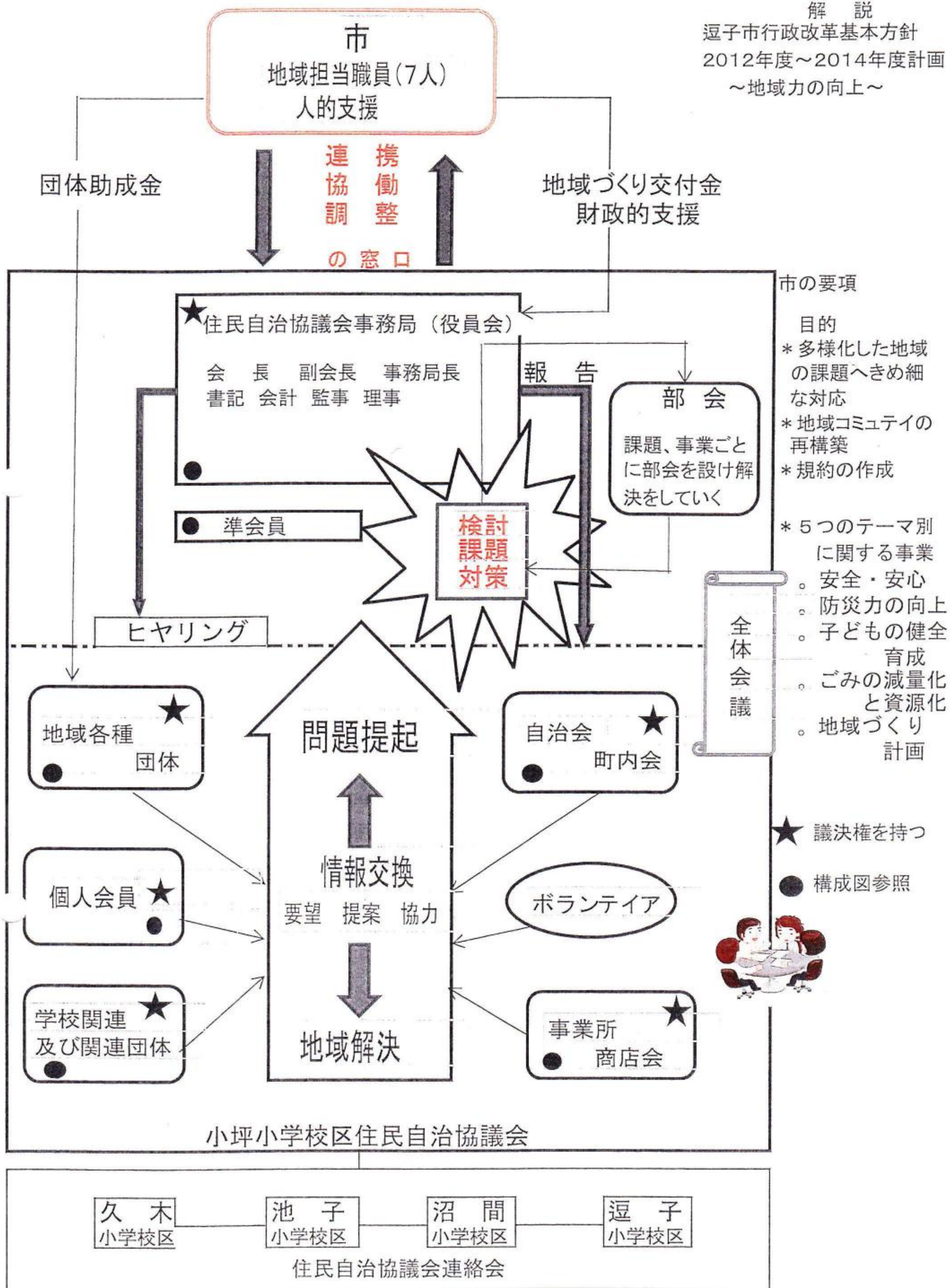
(支出の部)

(単位：円)

科 目	予 算 額	備 考
活 動 費	60,000	設立総会費用等
事 務 費	181,000	印刷費、備品購入費等
通 信 費	40,000	切手、郵送代
広 報 費	40,000	広報紙発行
会 議 費	20,000	
雑 費	10,000	
予 備 費	10,000	
合 計	361,000	

住民自治協議会概念図

解 説
逗子市行政改革基本方針
2012年度～2014年度計画
～地域力の向上～



小坪小学校区住民自治協議会の構成図

平成27年3月8日

